

労審発第 1240 号  
令和 2 年 12 月 24 日

厚生労働大臣  
田村 憲久 殿

労働政策審議会  
会長 鎌田



令和 2 年 12 月 24 日 付け厚生労働省発基 1224 第 1 号をもって諮問のあった「労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

令和 2 年 12 月 24 日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

労働条件分科会

分科会長 荒木 尚志

「労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について

令和 2 年 12 月 24 日 付け 厚生労働省 発基 1224 第 1 号 を も っ て 労働政策審議会  
に 諮 問 の あ っ た 標 記 に つ い て は 、 本 分 科 会 は 、 下 記 の と お り 報 告 す る 。

記

別紙「記」のとおり。

令和 2 年 12 月 24 日

労働条件分科会

分科会長 荒木 尚志 殿

労災保険部会

部会長 荒木 尚志

「労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について

令和 2 年 12 月 24 日 付け 厚生労働省 発基 1224 第 1 号 を も っ て 労働政策審議会 に 諮 問 の あ っ た 標 記 に つ い て は 、 本 部 会 は 、 審 議 の 結 果 、 下 記 の と お り 結 論 を 得 た の で 報 告 す る。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。